

「生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし～」を 令和6年3月26日に策定しました

生物多様性の損失を止、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けて、生物多様性基本法第13条に基づく滋賀県の生物多様性地域戦略を本日策定しました。

概要

- 取組期間 2024年度から2030年度まで
- 目指す姿 ネイチャーポジティブの実現
- ネイチャーポジティブの実現に向けて
滋賀の生物多様性の状況が長期目標の実現に向かう入口にあることを実感できる状態に向けて、質と量の両面からみんなで取り組みます。

【質の確保】

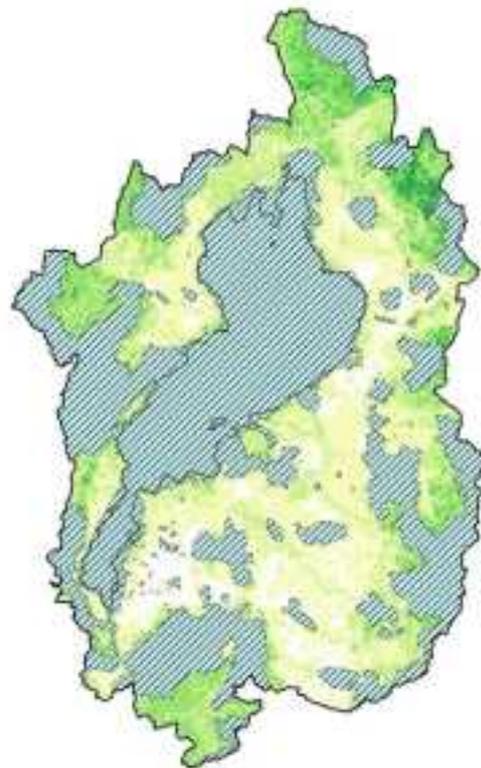
- オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の繁茂や、ニホンジカの食害等による植生などへの対策に取り組みます。

【量の確保】

- 世界および国において象徴的な目標とされている「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」*に関連した量的目標としては、「2030年までに5,000haの保護・保全地域*の増加」を目指します。

- 戦略の推進

マザーレイクゴールズ（MLGs）等のプラットフォームとつながり、日常の中にある生物多様性を見つけることで、みんなで取り組む土壌を育みます。



色が濃いほど生物多様性の価値基準*に該当

既存の保護地域は県土面積の41.6%

現状（2023）	目標（2030）
167,616ha（41.6%）	172,616ha（42.9%）

+5,000ha

取組方針と行動計画

保全・活用・行動の3つの方針のもとに滋賀の生物多様性の保全と社会・経済活動の基盤を確保する取組を進めます。それぞれの具体例は次のとおりです。

- 保全
 - ・ 県内での「自然共生サイト」※の認定促進に向けて専門家の派遣等による伴走支援を行います。〔目標：2030年度までに認定数25件（R5年度末10件）〕
 - ・ 植生が衰退した山の生態系の再生の象徴となるよう、「伊吹山の保全」として、南側斜面の復旧対策等を推進します。〔目標：2024年度に対策のロードマップを作成〕
- 活用
 - ・ 「しが生物多様性取組認証制度」※などを通し、自然資本を守り活かす経済活動を推進します。〔目標：2030年度時点で認証100者（R5年度当初67者）〕
- 行動
 - ・ 「多様な主体による取組推進」として、地域団体や企業、研究機関、教育機関等と連携し、地域における生きもの調査等を促進します。

背景

- 「昆明（こんめい）・モントリオール生物多様性枠組」の合意（2022年12月）
- 「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定（2023年3月）

その他

「生物多様性しが戦略2024～自然・人・社会の三方よし～」の内容は、県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/336987.html>



【用語】

- ※ 30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標：2030年までに陸と海の30%以上を「保護地域」または「保全地域」として保全しようとする目標。
- ※ 保護地域：法令により保護されている地域（ex. 自然公園等）
- ※ 保全地域（OECM）：保護地域以外で民間等の取組により生物多様性保全が図られている地域（ex. 企業緑地、社寺林等）。「自然共生サイト」として認定されることで、30by30目標に寄与する区域としてカウントされる。
- ※ 自然共生サイト：民間等の取組により生物多様性保全が図られている区域を環境省が認定するもの。
- ※ 生物多様性の価値基準：生物多様性の保全上の重要性をはかる9つの基準で構成（植生の特徴、希少種の分布、生きものの移動経路、地域文化との関わり等）される、自然共生サイト認定基準の一部。
しが生物多様性取組認証制度：生物多様性の保全と自然資源の持続的な利活用に取り組む事業者を認証する滋賀県独自の制度。